公募型見積合わせの執行について

令和８年 11 月２日

大阪市浪速区長　武市　佳代

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

１　見積合わせに付する事項	
（１）案件名称	災害対策事業用大判ロール紙（A１）ほか２点　買入
（２）数量・特質	別紙仕様書のとおり
（３）納入期限又は履行期限	令和８年 12 月 18 日（金）
（４）納入場所又は履行場所	別紙仕様書のとおり
２　日程	
（１）見積書提出期限	令和８年 11 月 11 日（水）午後５時
（２）資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出の必要はありません。
（３）仕様書に関する質問期間及び質問方法	見積書提出期限の２日前（休庁日は除く）までに口頭又は FAX により書面で「５　事業担当」あて質問を行うものとする。 ※FAX により書面で質問する場合は、送信後に「５　事業担当」へ電話で到達を確認すること。
（４）質問回答方法	当該質問者に口頭又は FAX により書面で回答するものとする。
（５）契約相手方通知日	令和８年 11 月 13 日（金）までに「５　事業担当」より通知する。なお、契約相手方となった場合は、浪速区役所ホームページに掲載している下記書類を記入作成し、すみやかに提出すること。 ・物品供給見積書、仕様書をホチキス留めし、全頁の間の綴じ目をまたぐように割印を押したもの（袋とじし割印も可） ・誓約書
３　参加資格	
（１）　大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「01：事務用品・機器」で登録していること。 （２）見積提出時から見積合わせを行う日までのいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 （３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。 （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。	
４　見積書提出方法	
（１）提出書類	見積書（任意様式または物品供給見積書、ただし物品単価もわかるようにしておくこと。） ※任意様式の場合は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する見積金額、物品単価、案件名称、見積書提出日、事業者名、代表者氏名、事業所所在地を記載し、代表者印を押印しておくこと。 ※物品供給見積書の場合は、契約希望金額の 110 分の 100 に相

	当する見積金額、見積書提出日、事業者名、代表者氏名、事業所所在地を記載し、代表者印を押印のうえ、物品単価のわかる明細書をあわせて提出すること。
（２）提出方法	持参、郵送、電子メール、FAX により提出すること。 ※見積書提出期限までに到着した場合のみ有効とする。 ※電子メールの場合は、見積書を PDF データにより提出すること。電子メールの件名には、本案件名称を記載すること。 ※電子メール又は FAX による提出の場合は、送信後に「５　事業担当」へ電話で到達を確認すること。郵送による提出の場合は余裕を持って発送のうえ、発送した旨を「５　事業担当」へ電話で連絡すること。
（３）提出場所	「５　事業担当」に同じ
５　事業担当（仕様書の内容に関する質問先）	
浪速区役所市民協働課（市民協働）	〒556-8501　大阪市浪速区敷津東１－４－20 浪速区役所６階 61 番　　担当：中丸 電話：06-6647-9976　FAX：06-6633-8270 メール：tj0002@city.osaka.lg.jp
６　契約担当（公募型見積合わせの制度等に関する質問先）	
浪速区役所総務課（総務）	〒556-8501　大阪市浪速区敷津東１－４－20 浪速区役所６階 63 番　担当：竹田・有本 電話：06-6647-9936　FAX：06-6633-8270 メール：tj0001@city.osaka.lg.jp
７　その他事項	
（１）申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 （２）大阪市契約規則第 37 条第１項第３号に該当するときは契約保証金を免除する。 （３）見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当したときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 （４）決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 （５）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 （６）提出した見積書は、書換え、引換え、撤回はできない。ただし、見積提出期限内に見積書錯誤届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。 （７）提出された見積書に記載の見積金額及び見積参加事業者名等については公表することがある。	